

佐世保市行財政改革推進会議 部会設置（案）について

1 設置の目的・役割

- 行財政改革を推進するにあたり、事業評価に関して、より幅広い意見を徴するため設置する。
- より効率的かつ効果的な市政運営を実現するため、民間の知見を活用し、客観的な視点から事業評価を行う。

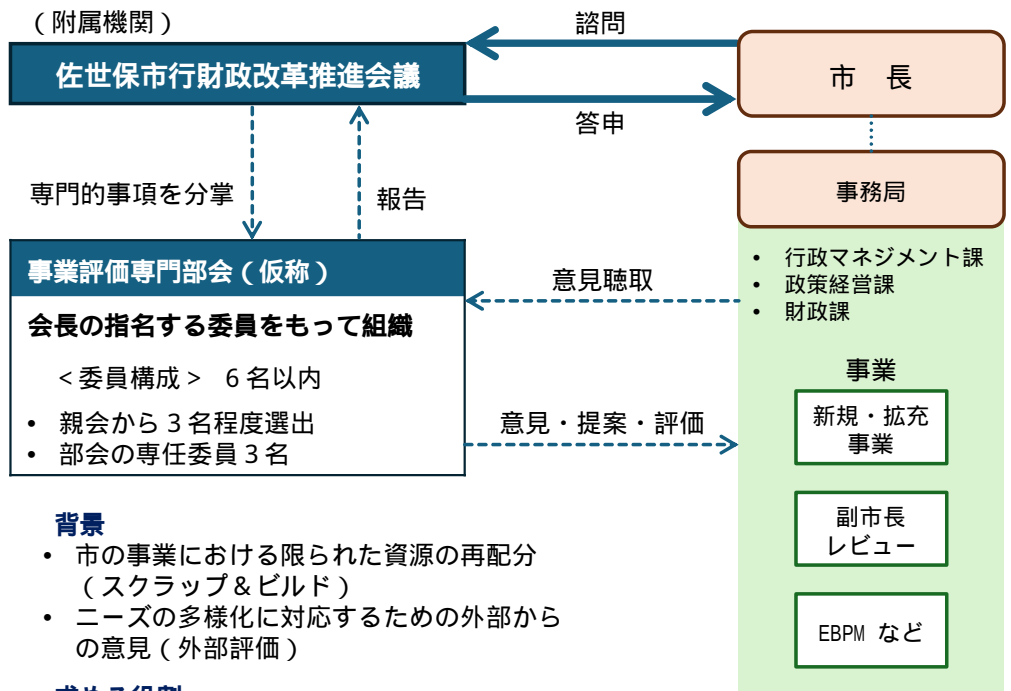
2 所掌事務と権限

- 佐世保市行財政改革推進会議条例第7条第1項により、専門的に事業評価に関する事項を分掌する。
 - 現行事業の評価
 - 改善提案に対する評価
 - 新規事業等の必要性評価

3 構成員・体制

- 部会構成員は、会長の指名する推進会議委員を含む6人以内をもって組織する。
- 専門的に事業評価に関する事項を分掌するため、佐世保市行財政改革推進会議条例第8条により、構成員として委員以外の者に会議への出席を求める。
- 外部委員候補として、元西海みずき信用金庫の理事長である陣内氏（現三条市立大学産業連携センター長）に相談済。陣内氏から阪口氏（株式会社デリバリーコンサルティング代表取締役会長、第3回西九州させば広域都市圏ビジネスプランコンテスト審査委員）、富吉氏（株式会社エコシス代表取締役）の2名推薦があり、メンバーに加えることになった。

行財政改革推進会議における事業評価の実施



背景

- 市の事業における限られた資源の再配分（スクラップ＆ビルド）
- ニーズの多様化に対応するための外部からの意見（外部評価）

求める役割

- 多様な視点からの意見提供
- 市民ニーズの反映
- 効率的な事業運営の提案

活動内容

- 現行事業の評価
- 改善提案に対する検討
- 新規事業等の必要性評価

佐世保市行財政改革推進会議 部会設置（案）について

4 運営および報告

- ・ 佐世保市行財政改革推進会議条例第7条第3項により、部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- ・ 佐世保市行財政改革推進会議条例第7条第4項により、部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を必要に応じて推進会議に報告する。
- ・ 部会開催予定については右表のとおり。

5 設置期間

- ・ 部会の設置期間は、現推進会議委員の任期（令和9年6月3日）までとする。

6 報酬等

- ・ 推進会議委員については、佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例による。
- ・ 委員以外の構成員については、佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に準じる。（同上）

< 参考 >

報酬：8,800円/1日

交通費：実費弁償

7 候補事業

一般社団法人 肥前の設立
H T B 連携事業
部活動の地域展開事業
子ども福祉医療事業
地方バス路線維持対策事業

コミュニティセンター、支所の
管理運営と再整備
空き家推定ツール開発共同研究
事業
学校給食無償化事業 など

開催時期	会議名	主な内容	出席委員
8月頃	第1回推進会議	・ 部会設置、及び部会運営に関する必要事項に関する承認（条例第7条第1項、同条第6項） ・ 後期第1次アクションプランの進捗評価	既存委員 7 名 うち部会兼任委員 3 名
9月頃	第1回部会	・ 部会の説明（進め方説明）（行政マネジメント課） ・ 事業評価対象事業の選定理由、論点・評価ポイント（財政課） ・ 事業説明（所管課） 3 事業 ・ 意見交換	部会委員 6 名
10月頃	第2回部会	・ 宿題などの確認、意見交換、現地視察 ・ 意見のとりまとめ	部会委員 6 名
2月頃	第2回推進会議	・ 部会審議事項の報告（部会長から会長へ） ・ 後期第3次アクションプラン策定	既存委員 7 名 うち部会兼任委員 3 名

■ 佐世保市行財政改革推進会議条例

（所掌事務）

第2条 推進会議は、市が行財政改革を推進するにあたり、幅広い意見を求めるため、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に助言等を行うものとする。

- (1) 行財政改革の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

～ 中略 ～

（部会）

第7条 会長は、専門的事項を分掌させるため必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を必要に応じて推進会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

～ 中略 ～

（意見の聴取等）

第8条 推進会議及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

■ 佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

（報酬）

第1条 特別職の職員で非常勤の者（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。ただし、常勤の代表監査委員に対しては報酬を支給しない。

～ 中略 ～

（費用弁償）

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額については、佐世保市旅費条例（昭和19年告示第57号）の規定を準用し、旅費等級については、別表に掲げる等級とする。

～ 中略 ～

別表（第1条、第5条関係）

区分	報酬額	旅費額
附属機関委員（その他）	日額 8,800円	佐世保市旅費条例旅費額表 2等